## 指名停止等一覧表

(期間 令和3年1月1日 ~ 令和3年3月31日)

	(期间 令和3年1月1日 ~ 令和3年3月31日)					
番号	業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該当事項	指名停止の理由	
1	株式会社石川組	秋田県鹿角市十和田大湯字中田1-3	令和3年1月27日~令和3年2月26日 (1か月)	別表第2 贈賄 及び不正行為 等に基づく措置 基準(建設業法 違反行為)	(株)石川組は、建設業法第22条第2項の規定に違反して、(株)柳沢建設が鹿角市から請け負った「鹿角市庁舎外壁改修工事(2期工事)」を一括して請け負った。このことが、同法第28条第1項第4号に該当するとして、令和2年11月20日、秋田県知事から指示処分を受け、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(建設業法違反行為)第13号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。	
2	株式会社柳沢建設	秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯15-10	〒和3年1月27日~〒和3年4月0日 (10週間)	別表第2 贈賄 及び不正行為 等に基づく措置 基準(建設業法 違反行為)	「鹿角市庁舎外壁改修工事(2期工事)」において、(株)石川組を下請負人とする下請契約を結んでいたにもかかわらず、下請契約に関する事項の記載の一部を除いた虚偽の施工体制台帳等を作成し、その写しを発注者に提出した。また、建設業法第22条第2項の規定に違反して、同工事の全部を下請負人に一括して請け負わせ、かつ、施工に実質的に関与していると認められない状況にあった。このことが、同法第28条第1項第2号及び第4号に該当するとして、令和2年11月20日、秋田県知事から営業停止処分及び指示処分を受け、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(建設業法違反行為)第13号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。	
3	有限会社中村造林	秋田県鹿角郡小坂町小坂字相内5番地1	令和3年2月17日から令和3年3月16日	別表第2 贈賄 及び不正行為 等に基づく措置 基準(不正又は 不誠実な行為)	(有)中村造林は、令和元年11月8日付けで東北森林管理局米代東部森林管理署と売買契約した立木販売(分収造林)において、令和2年12月2日に作業指示者と指示受者との間での疎通の不徹底により、売払木(間伐木)以外の立木(スギ立木31本、材積31.91㎡)を誤って伐採した。このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)第16号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。	

注:該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる 措置要件のうち該当するものを記入する。